

# 回覧

令和元年6月14日

2丁目自治会会員 各位

ユーカリが丘2丁目自治会

## ねこの適正な管理のお願い

動物の飼育に関して毎年苦情が寄せられていますが、今回はねこの管理に関するものです。敷地内に入り作物を荒らす、糞をする、駐車場の車に乗り傷をつける、うるさい鳴き声を上げるなどです。

このような苦情を少なくするため、適正なねこの管理についてまとめましたので、これに沿った管理をお願いいたします。

### ■ねこを飼う場合

千葉県には「千葉県動物の愛護及び管理に関する条例」があり、佐倉市はこれに従っています。(佐倉市環境部生活環境課)

---

第十三条 猫の所有者又は占有者は、その猫の健康及び安全を保持し、並びに周辺 の生活環境の保全上の支障を生じさせないようにするため、その猫を屋内で飼養し、又は保管するよう努めなければならない。

---

この条例には罰則はありませんが、努力義務として実行をお願いします。

### ■野良ねこに餌を与える人へ

野良ねこに餌を与えることは悪いことではありませんが、これによりねこが増え被害が広がります。不幸なねこを増やさないため、

- 不妊・去勢手術を実施し、これ以上増えないようにしましょう。
- できるだけ自分の敷地内で餌を与え、後片付けをしましょう。
- 糞の始末をしましょう。

自宅にねこ用トイレを設置し、そこで排泄させるとともに、ねこの行動範囲の排泄物も積極的に片付け、周辺環境の美化に努めましょう。

なお、これらについては千葉県健康福祉部衛生指導課から出されている「人とねことの共生ガイドライン」に詳しく乗っています。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/eishi/pet/doubutsu/documents/20110215nekogaiyou.pdf>

ねこ好きの方も、ねこ嫌いの方も協力し、住みよい街を作っていきましょう。

以上